

特記仕様書

- 1 件 名 : 電力監視装置定期点検役務
 2 履行場所 : 航空自衛隊松島基地
 3 概 要 : 中央監視装置及びリモートステーションの定期点検
 4 一般共通事項

(1) 仕様書

本役務は、本仕様書及び図面に記載してある事項のほか、監督官の指示に従い遺漏なく実施するものとする。また、これらに明記なき事項については、監督官の指示に従い実施するものとする。

(2) 疑義

図面と仕様書に定められた内容に疑義が生じた場合、監督官と協議のうえ実施するものとする。

(3) 現場管理

ア 安全管理

- (ア) 履行中は、常に安全確保に留意し現場管理を行い災害及び事故防止に努める。
 (イ) 現場の安全衛生は、現場代理人が責任者となり労働安全衛生法、その他関係法令に従ってこれを行う。

イ 災害時の対処

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を監督官に報告する。

ウ 立入制限

本役務のため基地内に入門する関係者は、指定された場所以外にみだりに立入りしてはならない。

エ 写真

- (ア) 役務写真は、履行前、履行中、履行後、材料検査及び目視できない箇所の履行状況、その他監督官の指示により撮影し、各1枚をアルバムに整理し、提出するものとする。また、写真撮影は、定点、同一方向から撮影するものとする。

- (イ) 本役務で撮影した写真データは、CD-R又はDVD-Rに記録後、事前にウィルススキャンを実施したものを提出するものとし、その後請負者は、写真データを削除するものとする。

オ 履行時間

履行時間は、平日の0815～1700を基準とする。ただし、予め監督官の承諾を受けた場合はこの限りではない。また、夜間及び平日以外に作業を行う場合は、別に定める様式により監督官に申請するものとする。

カ 設計図書等の管理

- (ア) 設計図書及び写真等を、本役務に使用する以外の目的で、第三者に使用させてはならない。また、その内容を漏洩してはならない。

- (イ) 請負者は、発注者から貸与された図面等を、履行完了後すべて監督官に返納するものとする。

キ 基地内における規定事項の遵守

本役務のため基地内に入門する関係者は、松島基地所定の諸規則に従って行動するものとする。

(4) その他

- ア 請負者は、他の工作物等に損害を与えないように作業するものとする。損害を与えた場合

は、速やかに監督官に報告し、請負者の負担において復旧するものとする。また、第三者等に損害を与えた場合には、速やかに監督官に報告し、請負者の責任において補償するものとする。

- イ 緊急事態の発生に備え、予め「緊急連絡先一覧表」（様式任意）を作成し、監督官に提出するものとし、一部を保管しておくものとする。

5 役務に関する要求事項

(1) 点検装置

富士電機株式会社製電力監視装置

- ア 中央監視装置（分散処理装置含む）×1式

- イ リモートステーション×17箇所

(2) 定期点検項目

対象部分	点検整備等項目	
中央監視装置点検整備 (分解・清掃・整備)	ケーブル・コネクタの点検	
	パソコン内部、外部の清掃	
	LCDモニタ、キーボード、マウスの清掃	
	カラープリンター内外部清掃	
中央監視装置点検整備 (機能動作点検)	基本機能点検	テストプログラムによる動作確認
		表示機能、操作機能等の検査
		供給電源の電圧点検
		システム動作確認
	冗長化機能点検	CRT/キーボード切替
		ユニットの切替え動作
	伝送制御機能点検	LAN回線の健全性確認
	自己診断機能点検	RAS情報の確認
	UPS点検	UPS動作確認
	印字装置点検	カラープリンター印字確認
リモートステーション点検整備 (分解・清掃・整備)	ケーブル・コネクタの点検	
	モジュールの点検	
	CPUモジュール清掃	
	入出力モジュール清掃	
	通信モジュール清掃	
	制御盤内部、外部の清掃	
	補助電源の清掃	
	ファンユニット清掃	

履行完了後要返却 役務関係者以外不許複製					
役務名称	電力監視装置定期点検役務				図面番号
図面名称	特記仕様書				全7葉の内1
施設隊長	総括班長	企画係長	小隊長	班 長	設 計
松島基地施設隊				令和5年6月8日	

特記仕様書

リモートステーション点検整備 (機能動作点検)	基本機能点検	ステーション間通信／再起動
		バックアップ媒体との照合
		バックアップ媒体の作成／再作成
		供給電源の電圧点検
	伝送制御機能点検	伝送エラー有無確認
		LED表示、RAS情報の確認
		UPS動作確認

(3) 請負者は、点検終了後、点検結果の報告書（様式任意）を作成し、提出するものとする。

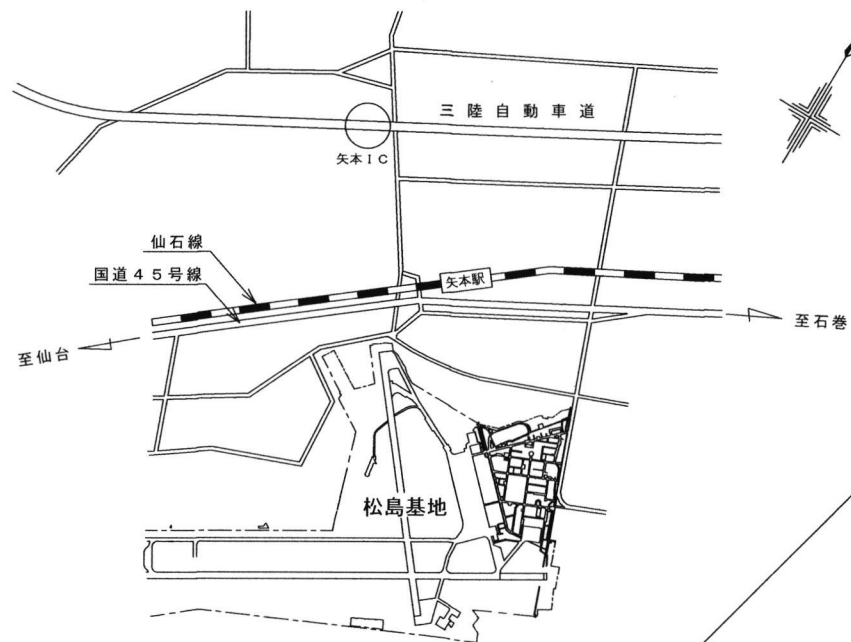
(4) 請負者は、報告書を提出後、完成検査を受けるものとする。

(5) 発生材の処理

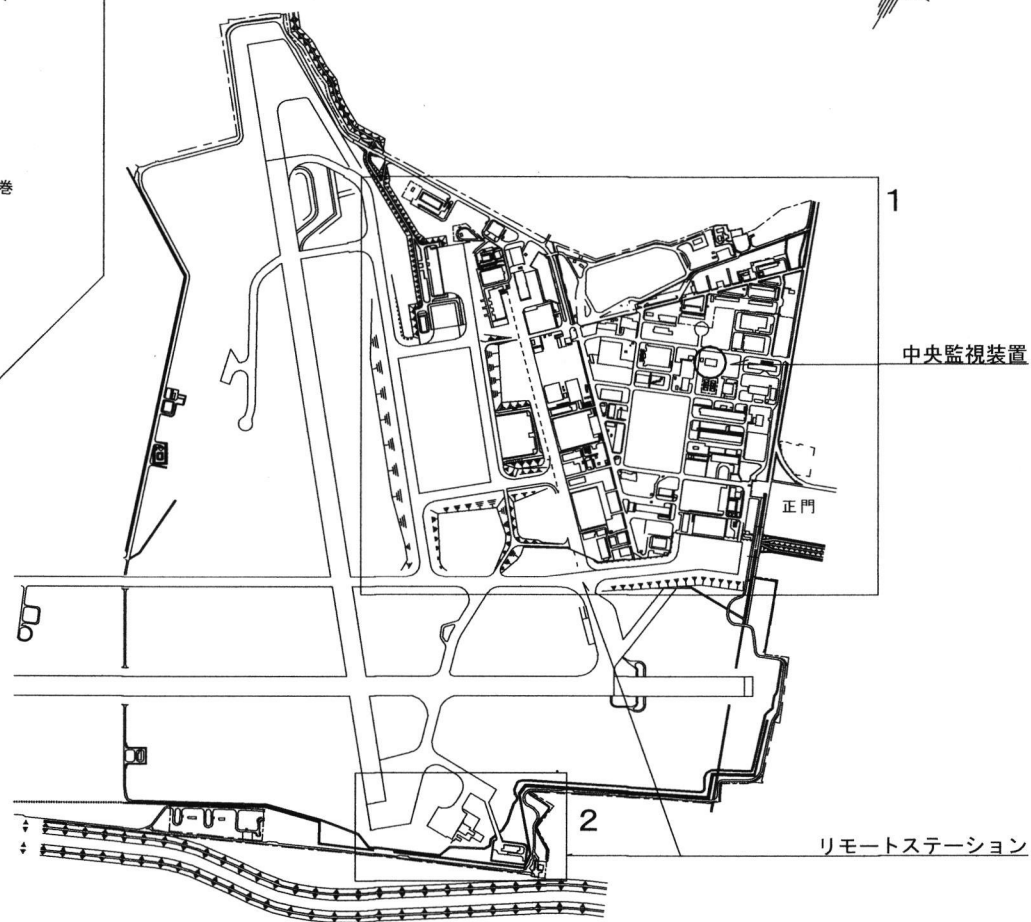
本工事の施工により発生する産業廃棄物の処分（又は特定建設資材の再資源化に係る処分）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号））に基づいて適切に処分するものとする。また産業廃棄物管理票（マニフェスト）D票・E票の写しを提出するものとする。さらに金属類等監督官の指示する発生材は、通知書を作成し監督官の指示する場所へ集積するものとする。

履行完了後要返却 役務関係者以外不許複製

役務 名称	電力監視装置定期点検役務			図面 番号	全7葉 の内2	
図面 名称	特記仕様書			縮 尺		
施設隊長	総括班長	企画係長	小隊長	班 長	設 計	
松島基地施設隊				令和5年6月8日		



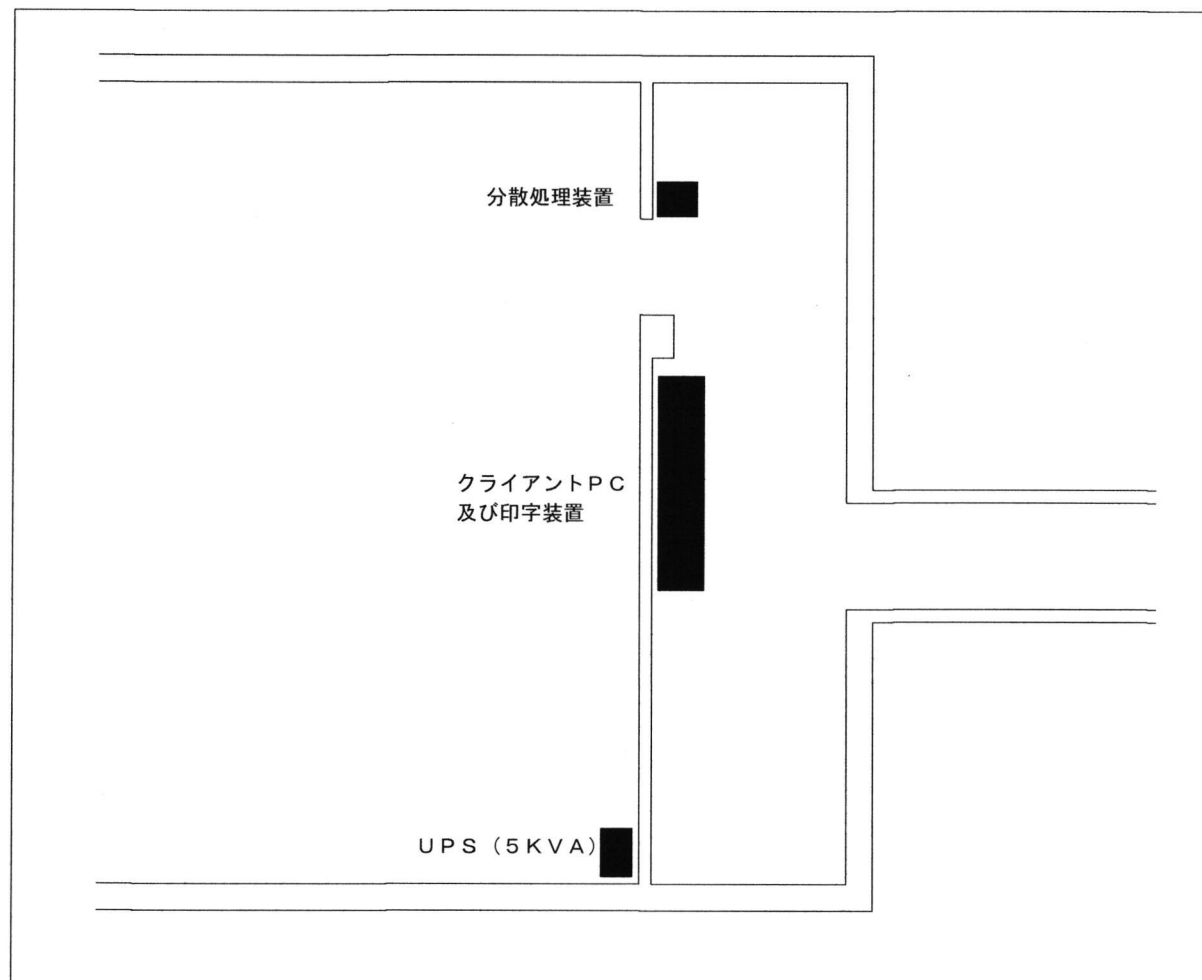
案内図



配置図

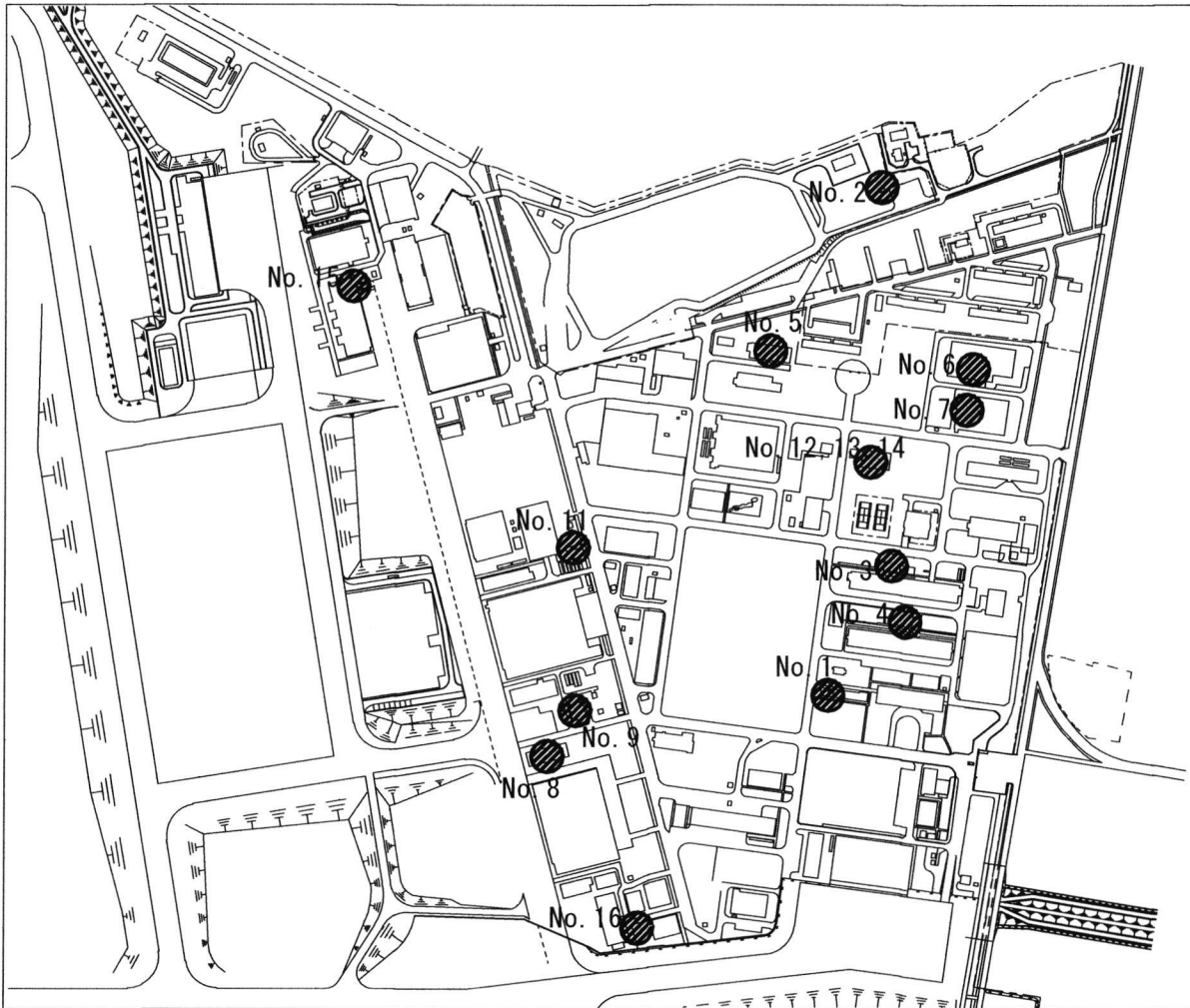
履行完了後要返却 役務関係者以外不許複製

役務名称	電力監視装置定期点検役務				図面番号	全7葉の内3
図面名称	案内図・配置図				縮尺	
施設隊長	総括班長	企画係長	小隊長	班長	設計	
松島基地施設隊					令和5年6月8日	



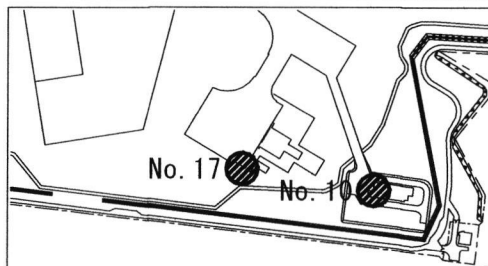
中央監視装置配置図

履行完了後要返却 役務関係者以外不許複製					
役務 名称	電力監視装置定期点検役務			図面 番号	全7葉 の内4
図面 名称	中央監視装置配置図			縮 尺	
施設隊長	総括班長	企画係長	小隊長	班 長	設 計
松島基地施設隊			令和5年6月8日		



1

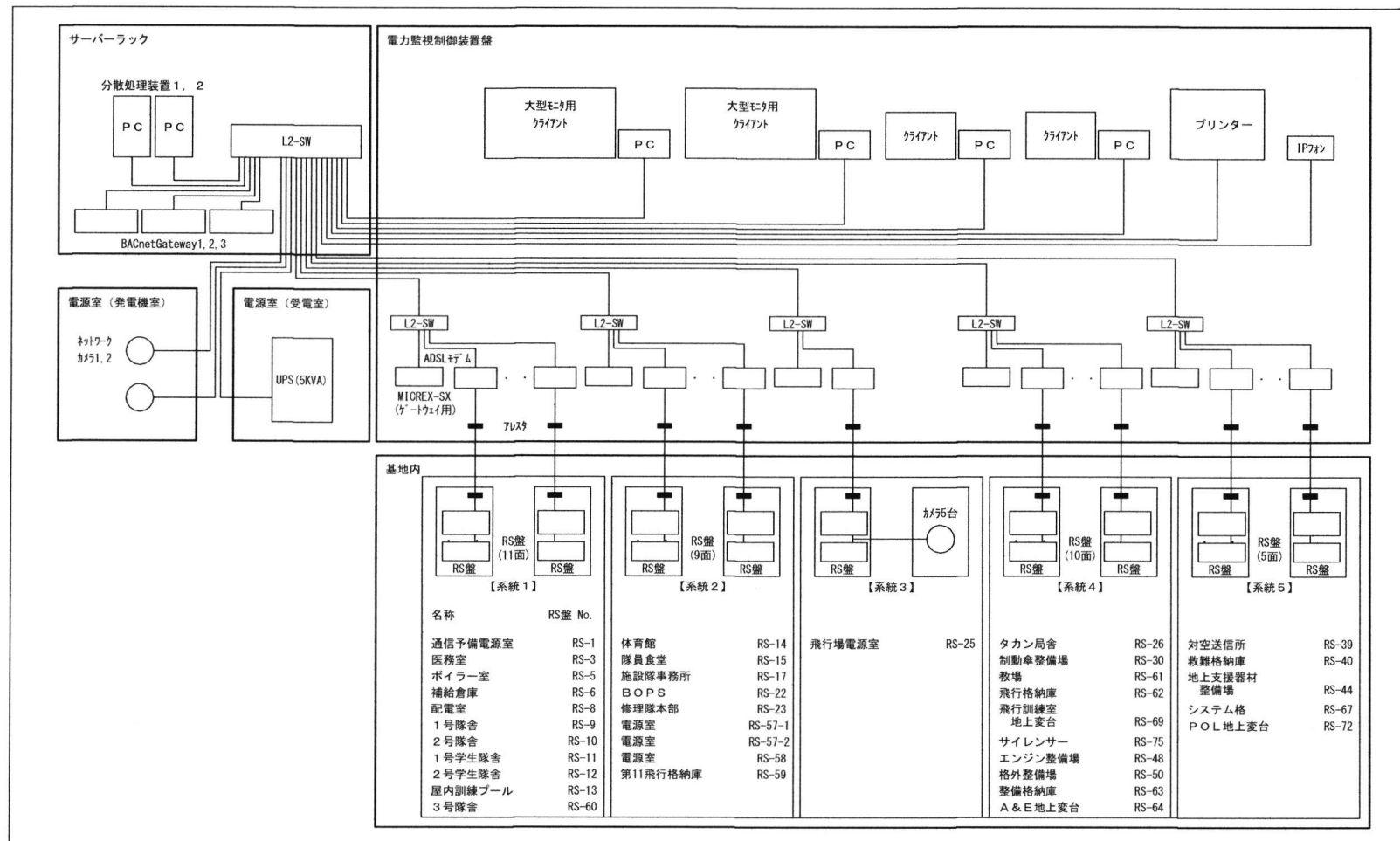
No.	RS 盤No.	名 称
1	RS- 1	通信予備電源室
2	RS- 8	配電室
3	RS- 9	1号隊舎
4	RS-10	2号隊舎
5	RS-12	2号学生隊舎
6	RS-13	屋内訓練プール
7	RS-14	体育館
8	RS-23	修理隊本部
9	RS-25	飛行場電源室
10	RS-26	タカン局舎
11	RS-48	エンジン整備場
12	RS-57-1	電源室
13	RS-57-2	電源室
14	RS-58	電源室
15	RS-67	システム格
16	RS-69	飛行訓練室地上変台
17	RS-75	サイレンサー地上変台



2

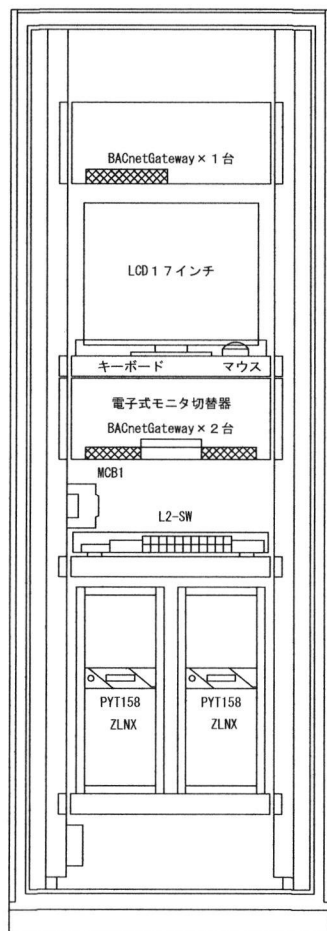
リモートステーション配置図

履行完了後要返却 役務関係者以外不許複製					
役務 名称	電力監視装置定期点検役務			図面 番号	全7葉 の内5
図面 名称	リモートステーション配置図			縮 尺	
施設隊長	総括班長	企画係長	小隊長	班 長	設 計
松島基地施設隊				令和5年6月8日	

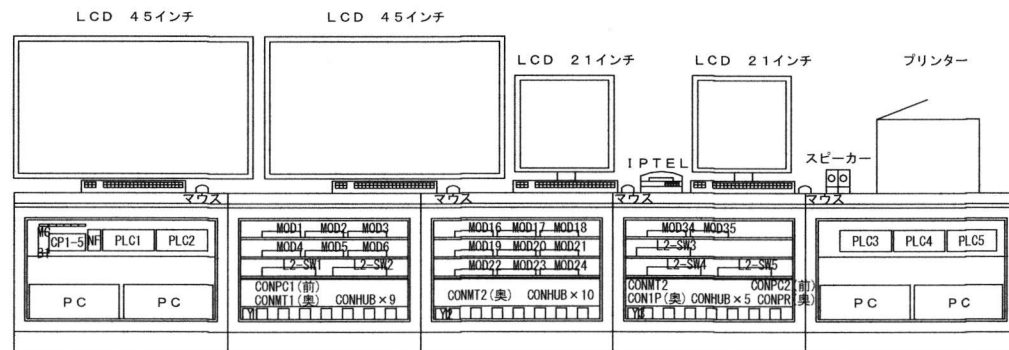


電力監視装置システム構成図

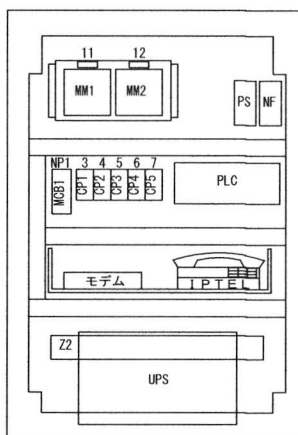
履行完了後要返却 役務関係者以外不許複製					
役務名称	電力監視装置定期点検役務				図面番号
図面名称	電力監視装置システム構成図				縮尺
施設隊長	総括班長	企画係長	小隊長	班長	設計
松島基地施設隊				令和5年6月8日	



分散処理装置



クライアントPC及び印字装置



リモートステーション

機器姿図

履行完了後要返却 役務関係者以外不許複製					
役務 名称	電力監視装置定期点検役務			図面 番号	全7葉 の内7
図面 名称	機器姿図			縮 尺	
施設隊長	総括班長	企画係長	小隊長	班 長	設 計
松島基地施設隊			令和5年6月8日		